

令和7年度版

母子父子寡婦福祉資金貸付制度について

【各市町の相談及び申請窓口】

＜市町名＞	＜窓口＞	＜電話番号＞
倉吉市	子ども家庭センター（倉吉市福祉事務所）	0858(22)8220
三朝町	町民課	0858(43)3505
湯梨浜町	福祉課（湯梨浜町福祉事務所）	0858(35)5373
琴浦町	福祉あんしん課（琴浦町福祉事務所）	0858(52)1706
北栄町	福祉課（北栄町福祉事務所）	0858(37)5852

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子父子寡婦家庭等の経済的自立を図る制度として法律（「母子及び父子並びに寡婦福祉法」）に基づき昭和28年から実施されています。この資金は、都道府県等が出資する原資と皆さんが借り入れた資金の償還（返済）金等を財源として運営されています。

鳥取県中部総合事務所県民福祉局

【問合せ先】

鳥取県中部総合事務所県民福祉局

子ども家庭課 子ども・ひとり親担当

〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地

電話 0858(23)3126

ファクシミリ 0858(23)4803

目 次

1	母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者と種別	P.1
2	母子父子寡婦福祉貸付金一覧表	P.2
3	貸付申請から貸付終了まで	P.4
4	償還（返済）の開始から終了まで	P.6
5	連帯借主、連帯保証人の責任について	P.6
6	借主、連帯借主、連帯保証人に変動があったとき	P.7
7	高等教育の修学支援新制度による支援を受けるとき	P.8

1 母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者と種別

貸付対象者

- (1) ひとり親家庭の母・父(20未満の児童を扶養するもの)
- (2) 寡婦(かつて母子家庭の母であり、配偶者のないもの)
- (3) ひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子
- (4) 父母のない児童
- (5) 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者
(婚姻をしたことのない独身は含まない)

資金の種別

	資金の名称	概要
学 校	就学支度資金	母又は父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子の小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校及び専修学校への入学、若しくは厚生労働大臣が定める修業施設への入所に際し必要な資金(直接必要な被服、履物等、入学金)
	修学資金	母又は父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子の高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校及び専修学校に修学させるために必要な経費(直接必要な授業料、書籍代、通学費、生活費等)ただし、鳥取県育英奨学資金との併用は不可
就 業	就職支度資金	母、父、寡婦又は母又は父が扶養する児童、父母のいない児童の就職するために必要な経費(直接必要な被服、履物等、通勤用自動車(必要と認める場合))
	技能習得資金	母、父、寡婦が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費(授業料、材料費等)
	修業資金	母又は父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費(授業料、材料費等)
	事業開始資金	母、父、寡婦又は母子福祉団体が事業を開始するために必要な経費(設備費、什器、機械、材料等の購入費等)
	事業継続資金	母、父、寡婦又は母子福祉団体が現在営んでいる事業を継続するために必要な経費(事業継続のための運転資金。事業等で生じた債務の返済は対象外)
生 活	医療介護資金	母、父、寡婦又は母又は父が扶養する児童が医療又は介護保険給付に係るサービスを受けるために必要な経費 ・医療…医療費の自己負担分、通院のための交通費等 ・介護…介護サービス費の自己負担分及び立て替え経費
	生活資金	母、父、寡婦が下記の期間内の生活安定維持に必要な経費 ① 知識技能習得の期間 ② 医療及び介護を受けている期間 ③ 母子、父子家庭となって7年未満(生活安定期間) ④ 失業してから1年未満(失業期間)
	結婚資金	母、父又は寡婦が扶養している児童(子)の婚姻に際し必要な経費(挙式、披露宴等のための経費、家具什器等の購入費)
住 宅	住宅資金	母子家庭・父子家庭・寡婦が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修、保全、改築、又は建設、購入、増築するのに必要な経費
	転宅資金	母子家庭・父子家庭・寡婦の住居の移転に際し必要な経費(賃貸借契約上入居に必要な費用。敷金、前家賃等。引越費用は特別な事情がある場合を除き原則不可)※借入申込者が新たに定めた新居住地の窓口で申請する。

※児童本人が借主(貸し付けること)となることができます。ただし、貸付要件を定めています。

・詳細については、各市町相談窓口までお問合せください。

・貸付限度額は一覧表(P.2、3)のとおりです。

2 母子父子寡婦福祉貸付金一覽表

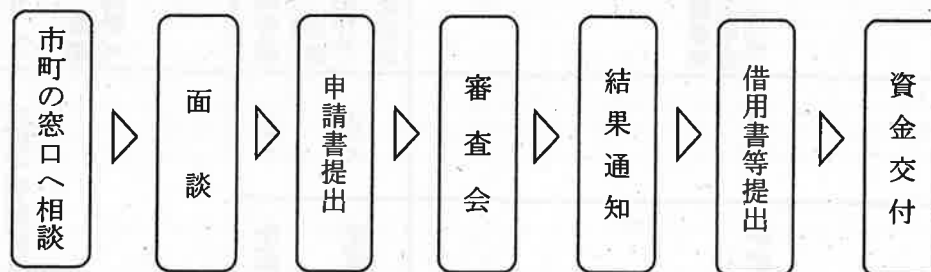
令和7年4月1日以降適用

資金 種別	貸 付 金 の 限 度 額 (単位:円)												据置期間 (据置期間経過後)	利率(年)		提出書類			
														保証人有	保証人無				
事業 開始	個	人	3,580,000												貸付の日から 1年間	7年以内	無利子	1.0%	事業計画書等 (見積書等添付)
事業 継続	個	人	1,790,000												貸付の日から 6か月間	7年以内	無利子	1.0%	同 上
修学	一般	高校 専修 (高等)	国公立	自 宅	1年	2年	3年	4年	5年	6年	卒業後 6カ月間	20年以内	無利子	①親に貸付の場合 〈借 主〉親 〈連帯借主〉児童 〈連帯保証人〉不要	入学試験合格証明 書等又は在学証明 書				
			私立	自 宅	27,000	27,000	27,000												
		高専	国公立	自 宅	34,500	34,500	34,500												
			私立	自 宅	45,000	45,000	45,000												
		専修 (専門)	国公立	自 宅	52,500	52,500	52,500												
			私立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500										
		短大	国公立	自 宅	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500										
			私立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500										
		大学	国公立	自 宅	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000										
			私立	自 宅	67,500	67,500	67,500												
	大学院	専修(一般)	自 宅	78,000	78,000	78,000					5年以内			②児童に貸付の場合 〈借 主〉児童 〈連帯借主〉親 〈連帯保証人〉必要					
技能 習得	5年以内	入学時や年度初め等に必要額が月額を超える場合は、超える期間については、設定されている最終学年の月額を適用するものとする。	専修(一般)	54,000	54,000					習得期間満了 後1年間	20年以内	無利子	1.0%	技能習得証明書、事業主・自動車学校の証明					
修業	5年以内	月額	68,000	68,000	68,000	460,000				習得期間満了 後1年間	20年以内	無利子		修業証明書、事業主・自動車学校の証明					
就職 支度	通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合	月額	110,000	340,000	235,000					貸付の日から 1年間	6年以内	無利子(親) 1.0%(親)	児童が就職の場合は、修学資金と同じ	就職決定書、自動車購入に係る見積書等					
医療 介護	[医療]	特別の場合	340,000	480,000	500,000					医療介護期間 終了後6か月間	5年以内	無利子	1.0%	認定診断書、介護サービスの利用者負担額等のわかるもの等					

資金 種別	貸付金の限度額 (単位:円)		据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利率(年)		提出書類
					保証人有	保証人无	
生活	[知識・技能] ①知識技能習得期間(3年以内) 月額 141,000 生計中心者以外の者 月額 70,000		①知識技能 習得後	①知識技能 20年以内			
	[一般] ②医療又は介護を受ける期間(1年以内) 月額 114,000 生計中心者以外の者 月額 70,000 ③母子・父子家庭となつて7年未満の期間(生活安定期間) ・合計 2,736,000円を限度 ・養育費取得のための裁判費用(1,368,000円を限度) ④失業期間(離職した日の翌日から1年以内)		②医療又は介護の終了後 ③貸付期間終了後 ④貸付期間終了後	②医療又は介護 5年以内 ③生活安定 8年以内 ④失業期間 5年以内	無利子	1.0%	・失業:公共職業安定 所長が交付する受給 資格者証
	※ 3ヶ月分を限度とした一括貸付も可。 ①知識技能習得に係るもの 上限423,000円 ②医療又は介護に係るもの 上限342,000円 ③生活安定期間に係るもの 上限342,000円 ④失業貸付期間に係るもの 上限342,000円		6か月間				
	特別の場合 1,500,000 2,000,000		貸付の日から 6か月間	6年以内 7年以内	無利子	1.0%	住宅補修計画書等 (平面図、見積書等 添付)
住宅	260,000		貸付の日から 6か月間	3年以内	無利子	1.0%	転宅証明書等
就学 支度	小 学 校						入学試験合格証明 書等 (小・中学校につい ては所得税非課税 であることを証する 書面)
	中 学 校						
	高 校・高 専・専 修	自宅通学					
		自宅外通学					
	私立の高校・専修(高等)	自宅通学					
		自宅外通学					
	短大・大学 専修(専門)	国公立					
		自宅外通学					
		私立					
		自宅外通学					
結婚	大 学 院	国公立					修学資金と同じ
		私立					
	修 業 施 設	自宅通所					
		自宅外通所					
	結婚する子1人につき 330,000		貸付の日から 6か月間	5年以内	無利子	1.0%	婚姻(予定)証明書等

3 貸付申請から貸付終了まで ～資金を借りるときの手続き～

(1) 貸付相談から貸付決定までの流れ(貸付相談から貸付決定まで約1か月の期間を要します)



(2) 提出書類

●すべての資金で必要な提出書類

- ア 貸付申請書
- イ 資格確認書(民生委員の確認) ※省略できる場合があります。
- ウ 貸付申請調査票(町役場、市・町福祉事務所担当者が記入)
- エ 申請者の戸籍謄本(離婚日の記載のあるもの) ※謄本：戸籍内全員を記載
- オ 住民票(エの戸籍謄本に児童が記載されていない場合のみ)
- カ 連帯保証人の所得課税証明書(連帯保証人が必要な場合のみ)
- キ 申請者の所得課税証明書

●各資金で必要な提出書類

事業開始資金	事業計画書等(見積書等添付) <様式3号等> ※連帯保証人を立てる場合、借用書提出時に公正証書が必要となります。
事業継続資金	事業計画書等(見積書等添付) <様式3号等>
修学資金 ※	在学証明書又は合格通知書等 <様式4号等> (修学に必要な費用が確認できる書面 例：学校案内、見積書等)
技能習得資金	技能習得している機関の在所証明(運転免許取得の場合：事業主又は自動車学校長の証明) <様式第5号等> (必要な費用が確認できる書面 例：機関案内、見積書等)
修業資金 ※	修業している機関の在所証明書(運転免許取得の場合：事業主(採用証明書)又は卒業予定高校等の学校長の証明) <様式5号等>
就職支度資金 ※	就職が決定したこと、又は就職していることを証する就職先の証明書(自動車購入の場合は見積書も添付) <様式6号等>
医療介護資金	認定診断書、介護サービスの利用者負担額等の分かるもの等<様式7号等> (医療に要する期間及びその期間中の概算医療費(患者負担となるものに限る)を記載した医師等の診断書、又は介護に要する期間及び介護サービス利用票別表等利用者負担等が記載された書面の写し等)
生活資金	失業中の者について、公共職業安定所長交付の受給資格者証 (必要な費用が確認できる書面 例：生活費の収支状況等)
住宅資金	住宅補修等計画書等(平面図、見積書等添付) <様式8号等>
転宅資金	転宅証明書等 <様式9号等> (住宅を移転するために必要な住宅の賃貸をすることを証する書面)
就学支度資金 ※	在学証明書又は合格通知書(小・中については所得税非課税であることを証する書類) <様式4号等> (必要な費用が確認できる書面 例：見積書等)
結婚資金	婚姻(予定)証明書等 <様式第10号等> (必要な費用が確認できる書面 例：見積書等)

※申請者が18歳未満の場合(修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金に限る。)

母子・父子(寡婦)福祉資金貸付申請同意書<様式14号>、及び同意者の印鑑証明書が必要。

(3) 実地調査等

資金貸付の必要性等を確認するため、各市町担当者が借主、連帯借主及び連帯保証人に面接、電話等による調査を行います。この際に資金計画並びに他金融機関からの借入状況等をお聞きしますので、正確な回答をお願いします。

また、実際の貸付にあたっては、さらに詳細な基準及び各資金に応じた添付書類等が必要な場合がありますので、各市町担当者に事前にご相談ください。

(4) 貸付審査会、決定後の提出書類

各市町福祉事務所または各市町担当課に提出された貸付申請書については、鳥取県中部総合事務所で、適宜行われる貸付審査会で審査を行います。

貸付審査会後に貸付決定通知書（又は不承認通知書）を送付しますので、貸付決定となった場合には、直接、鳥取県中部総合事務所に借用書等を持参してください。

●貸付決定通知書到着後の提出書類

借用書	借主、連帯借主及び連帯保証人（※）の実印を押印する。 ※連帯保証人が必要な場合のみ。
印鑑証明書	借主、連帯借主及び連帯保証人（※）の印鑑証明書。 ※連帯保証人が必要な場合のみ。
貸付金銀行振込依頼書	希望する振込先口座を記入する。
同意書	借主、連帯借主及び連帯保証人の直筆又は押印のあるもの ※この同意書は、貸付後から償還が終了するまでの期間、官公署より個人情報の提供を求める際に使用します。

(5) 資金の交付

鳥取県中部総合事務所が借用書を受理した後、約2週間で資金が交付されます。

生活資金については毎月交付し、修学資金、修業資金、技能習得資金については、半期ごとに在学状況を調査のうえ、継続貸付分の資金を交付します。

【例】修学資金の場合、第1回の貸付金交付後、4月1日、10月1日現在の在学状況を在学証明書の提出により確認し、それぞれ5月中旬、10月下旬頃に継続貸付分の資金を交付します。
資金の交付は原則として口座振込により行います。

(6) 貸付終了後の提出資料

次の資金を借り受けられた方は、貸付終了後、所要の添付書類とともに事業完了届（様式第16号）を提出してください。

（ア）事業開始資金

（オ）就職支度資金（通勤用自動車購入）

（イ）事業継続資金

（カ）住宅資金

（ウ）技能習得資金（自動車運転免許取得）

（キ）転宅資金

（エ）修業資金（自動車運転免許取得）

（ク）結婚資金

(7) 据置期間

貸付期間終了後、資金の種類に応じて据置期間が決められています。据置期間は利子等の計算期間には含まれません。

4 償還（返済）の開始から終了まで ～ 資金を返すときの手続 ～

(1) 償還（返済）の開始

貸付期間、据置期間が終了すると、償還（返済）期間が始まります。開始の約1ヶ月前に借主、連帯借主及び連帯保証人に対して償還開始についてお知らせします。また、償還者に対しては払込期日をお知らせします。

●償還は償還計画に基づき、計画的に返済しましょう。

- ・原則、月賦償還（毎月払い）、口座振替で月末頃に引き落としとなります。
- ・返済の途中で、残額の全額または一部を繰上げ返済することができます。
- ・償還者の変更も可能です。

(2) 償還（返済）の終了

償還（返済）が終了しましたら、貸付のときに提出していただいた借用書を返却します。

《注意！ 償還（返済）を滞納されると…》

定められた納入期限までに入金がなかった場合、次のとおり手続きを進めます。

1 督促

ア 納入がなかった前月分について、償還者、連帯保証人に督促状を送付します。

イ 借主、連帯借主（連帯借主がいる場合）に、文書、電話のほか、自宅への訪問、面接などにより支払いしていただくよう督促します。納入がなければ、連帯保証人がある場合は連帯保証人にも同様に督促を行います。

※「5 連帯借主、連帯保証人の責任について」参照

2 違約金の徴収

納入期限から実際に支払われた日まで、年利3%の違約金を支払っていただきます。

3 債権回収業者への委託

督促後も入金がない場合は、債権回収業者や弁護士に回収を委託することがあります。

4 法的措置

滞納が続く場合は、裁判等の法的措置をとることもあります。

償還（返済）金は納期限内に納めてください！

この資金は、皆さんの償還金等をもとに運営されています。

滞納されますと、制度そのものが成り立たなくなりますので、償還金は必ず期限内に納めてください。

5 連帯借主、連帯保証人の責任について

《連帯借主の責任》

(1) 修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付については、借主のほかに修学等をする本人が「連帯借主」（連帯債務を負担する借主）として契約に加わっていただきます。

例えば、親が「借主」の場合、お子さんは「連帯借主」となり、借主と同じ債務を負うこととなります。

(2) 連帯借主は、借主と同じ立場ですので、資金の返済について、借主を経由することなく直接支払いを請求されることがあります。

《連帯保証人の責任》

- (1) 資金の種別や金利の有無によっては貸付を受ける際に連帯保証人が必要になります。
- (2) 連帯保証人は借主、連帯借主と同じ立場であり、借主、連帯借主が返済を行わない場合、借主、連帯借主と同じ支払い義務を負います。
- (3) 連帯保証人の死亡又は民法に規定する保証人の条件を欠くこととなった場合、借主、連帯借主は、連帯保証人死亡（欠格）届を知事に提出しなければなりません。
- (4) 連帯保証人が借主、連帯借主に代わって支払いを行った場合には、連帯保証人は借主、連帯借主に対して、自分が支払った範囲の額を支払うよう求めることが出来ます。（借主、連帯借主は法律上の責任を逃れることはできません。）

6 借主、連帯借主、連帯保証人に変動があったとき

貸付決定の後、償還（返済）終了までに次のようなことがありましたら、必ず、お住まいの各市町福祉事務所または町役場の担当課もしくは鳥取県中部総合事務県民福祉局までご連絡ください。（別途、届出等の手続きが必要になります。）

なお、必要に応じて借主に変動状況確認の問い合わせをいたします。

《借主（連帯借主）に変動があった場合》

- (1) 氏名又は名称に変更があったとき。
- (2) 住所又は所在地に変更があったとき。
- (3) 死亡したとき。

《連帯保証人に変動があった場合》

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 民法の規定による保証人の条件を満たさなくなったとき。

《貸付期間中に次のような変動があった場合》

※貸付が停止となりますので速やかにご連絡ください。

修学資金、修業資金

- (1) 借主が修学（修業）している者を扶養することをやめたとき。
- (2) 修学（修業）している者が、修学（修業）をやめたとき。
- (3) 修学（修業）している者が、休学したとき（復学したときも連絡してください）。
- (4) 借主及び連帯借主が配偶者のない女子・男子でなくなったとき。
- (5) 借主が県外に転出するとき（連帯借主が県内に居住している場合を除く）。

技能習得資金、生活資金

- (1) 借主が配偶者のない女子・男子でなくなったとき。
- (2) 借主が児童を扶養しなくなったとき。
- (3) 借主が扶養しているすべての者が児童でなくなったとき。
- (4) 借主が技能習得をやめたとき。
- (5) 借主が県外に転出するとき（技能習得資金にあっては連帯保証人が県内に居住している場合を除く）。

7 高等教育の修学支援新制度による支援を受けるとき

就学支度資金、修学資金の貸付により修学する者が、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）による支援を受ける場合の貸付は、次のとおりとなります。

- (1) 新制度による入学金・授業料等の減免、給付型奨学金の給付を受けることが決定しているときは入学又は修学に必要な費用から当該減免額及び給付額に相当する額を控除した額を限度額とします。
- (2) 資金を貸付けた後、新制度による支援が決定し還付金や給付が行われた場合は、これらの相当額を、それぞれの給付を受けた日から6月以内に償還を行うものとします。